

令和8年度 川口市立鳩ヶ谷中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるために、「川口市立鳩ヶ谷中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

スローガン 「ごみゼロ・事故ゼロ・いじめゼロ」

- 1 「いじめは絶対許されないことであり、人の心に一生残る傷を負わせる行為である。」という認識を持つ。
- 2 いじめの問題に対しては学校組織全体で未然防止に取り組む。
- 3 いじめの早期発見に努め、発見した場合は早期対応に努める。
- 4 いじめの問題について、保護者・地域・関係諸機関と連携を図る。

III いじめの未然防止

- 1 潤いのある教育環境づくり
 - 教室の整理整頓（掲示物の充実等） ●清掃活動の徹底 ●鳩中ギャラリーの充実
- 2 自尊感情・人権意識の高揚
 - 道徳の時間の充実 ●ライフスキル教育の取り組み ●人権作文の取り組み
- 3 互いを認め合う学年・学級集団づくり
 - 学年・学級でのルール徹底 ●学級会の充実 ●学年行事等への取り組み
- 4 部活動・委員会活動の充実
 - 活動目標の設定と計画的な取り組み ●学年枠を超えた集団づくり

IV いじめの早期発見

1 日頃の生徒の観察

<早期発見のポイント>

- 生徒のささいな変化に目を配る
- 気づいた情報を共有化する
- 情報に基づき速やかに対応すること

2 生活アンケートの実施及び担任による二者面談の実施

- アンケートの実施：各学期2回（必要に応じて実施する場合有り）
- アンケートの結果：学年・学校全体で情報を共有
- アンケートの結果活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を実施
(面談結果に応じて情報を学校全体で共有化)

3 保護者からの情報提供

- 各学期末の保護者会
- 学校公開日（彩の国教育週間）
- 学校行事（体育祭等）

4 地域からの情報収集

- 学校評議員会
- 鳩中サポート会議
- 民生委員懇談会

V いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見または、情報を入手したときは、次のような手順で対応する。

- (1) 発見又は情報入手者は、校長・教頭に速やかに報告する。
- (2) 校長・教頭は、発見者又は情報入手者から状況を確認する。
- (3) 該当生徒の学年職員は分担を決め、組織的に事実確認の徹底を図る。
(被害生徒の安全・心のケアを最優先する)
- (4) 生徒指導委員会は、いじめの問題の情報をまとめ、分析し対応策を校長の指示のもと決定する。
- (5) 当該生徒の学年職員は、いじめの問題に関連した生徒の心のケアやその後の動向を観察する。

VI 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより生徒が相当な期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を川口市教育委員会に速やかに報告する。

- ②川口市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織は、事実関係を明確に調査し、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - ・被害を受けた生徒の保護、心のケア、加害の生徒の指導及び関係諸機関との連携
- ④上記の調査結果について、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係等、必要な情報を適切に提供する。

VII 組織

1 いじめの防止等のための組織（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 生徒指導委員会（毎週1回）（いじめ対策委員会も同組織）

構成員：校長、教頭、教務主任、いじめ対応教員、養護教諭、各学年生徒指導担当、すこやか相談員

(2) 教育相談部会（毎週1回）

構成員：校長、教頭、養護教諭、各学年教育相談担当、すこやか相談員

(3) いじめ防止対策連絡協議会

保護者・地域、関係諸機関との情報交換等

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、補導幹事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、すこやか相談員、サポート相談員、PTA会長、主任児童委員、自治会長、南児童相談所関係者、川口市教育委員会、南部教育事務所

開催：必要に応じて

(4) 生徒によるいじめの防止のための組織（中央委員会 各月1回）

いじめの防止に向けた取組についての検討と実施。川口の元気 いじめゼロサミットへの参加。

構成員：生徒会本部役委員（生徒会長、生徒副会長、生徒会書記、生徒会会計）
各委員会委員長、学年委員長

参考

(1) いじめられている生徒のサイン

場 面	サイン
登校時・朝学 活	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいていることが多い。 体調不良を訴える。提出物忘れや、期限に遅れる。 など
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然固有名が出される。 など
休み時間等	独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情が冴えない。 衣服が汚れていたりする。 など
部活動	部活動を無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされる。
放課後等	独りぼっち、荷物を持たされる。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 など

(2) いじめている生徒のサイン

場面	サイン
学校生活全般	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。 など